

日	曜	5月の行事予定
1	火	朝マラソン 視力検査(5年) 消防署見学(4年) 地域訪問④
2	水	全校朝会 視力再検査(6年) PTA総会
3	木	憲法記念日
4	金	みどりの日
5	土	こどもの日
6	日	
7	月	尿検査容器配付 心臓検診(1年) 新体力テスト開始
8	火	朝マラソン 尿検査① 地域訪問⑤
9	水	体育朝会 聴力検査(1年・さくら) 尿検査② 地域訪問予備日
10	木	修学旅行(6年)
11	金	朝読書 修学旅行(6年)
12	土	
13	日	
14	月	朝霞市教育長学校訪問
15	火	朝マラソン 内科検診(2,3年・さくら)
16	水	音楽朝会
17	木	耳鼻科検診(全)
18	金	朝読書 新体力テスト予備日 眼科検診(全) クラブ活動
19	土	
20	日	
21	月	プール清掃開始
22	火	朝マラソン 内科検診(4,5年・さくら)
23	水	児童集会 球技大会(5年) 自転車免許講習(4年)
24	木	校外学習(1年):城山公園
25	金	朝読書 委員会活動 校外学習(2年):青葉台公園
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	朝マラソン 心臓検診予備(1年)
30	水	全校朝会
31	木	



今月の生活目標『進んであいさつや返事をしよう』

あいさつは人間関係を築く上で基本となります。①自分から進んであいさつをすること。②名前を呼ばれたときに「はい!」とはっきりと返事をすること。この2点を重点的に指導していきます。各ご家庭でも「あいさつ」と「返事」について話し合ってみてください。

地域訪問が始まります

「いざ!」という時に備えるために、各担任が地域に出る各ご家庭の場所を確認します。すでに4月24日(火)、25日(水)、27日(金)は実施済みです。今後、5月1日(火)、8日(火)、9日(水)まで実施します。下校時刻が通常より15分早まりますのでご注意ください。

今月の行事予定(校外学習・修学旅行・球技大会)

今月は24日(木)に1年生、25日(金)には2年生の校外学習を予定しています。また、10日(木)・11日(金)には6年生の修学旅行を行います。思い出に残る校外学習・修学旅行になるよう準備しています。詳細は学年ごとにお知らせします。また、23日(水)には5年生が球技大会を行います。今年度は第八小学校と対戦します。5年生の活躍が楽しみです。

1年生:城山公園 2年生:青葉台公園

6年生:日光方面 5年生:朝霞市総合体育館

自転車事故の加害者・被害者にならないために

平成30年5月1日～31日は九都市一斉「自転車マナーアップ強化月間」です。自転車の交通事故を防止する運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより交通事故の防止を図り、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指しています。「自転車ものれば車の仲間入り」のスローガンのもと、県では「自転車損害保険等への加入促進」「自転車乗車時のヘルメットの着用促進」を重点に置いています。なお、平成20年6月1日の道路交通法改正により、幼児および児童(13歳未満)に対するヘルメットの着用努力義務が施行されています。(道路交通法第63条の10:保護者の方がお子様を自転車に同乗させる、もしくは、お子様自身が自転車を運転する際、ヘルメットを着用するよう努める必要があります。また、子どもも加害者になる可能性もあり、保険への加入をおすすめします。

メールシステム登録のお願い

先日、六小メールシステムの登録についてお知らせいたしました。まだ登録されていない方は、できる限り登録していただきますようお願いいたします。昨年と変更点がありますのでご注意ください。詳細はお便りをご参照ください。なお、5月1日(火)に、第1回テストメールを配信する予定です。

緊急情報ページ用QRコード

朝霞第六小学校ホームページの緊急情報ページにリンクします。ブックマークに登録するなど、必要に応じてご活用ください。



定期健康診断について

4月から5月にかけて定期健康診断を行っています。治療勧告の手紙が配付された場合には、早めに医療機関で受診してください。

下校時刻変更のお知らせ

○地域訪問のため:1日(火)8日(火)9日(水):

1,2年 14:30 3~6年 15:20

○修学旅行のため:11日(金)17:10

○球技大会のため:23日(水)14:45

※行事の進行状況によっては前後することがあります。ご了承ください。

★ 声かけ事案被害防止について ★

埼玉県警察本部生活安全企画課の情報によりますと埼玉県内で発生(認知)した子どもに対する声かけ事案の全体の約8割が小学生と中学生、このうち約6割が下校途中及び単独行動中であるとのこと。

声かけ事案とは、18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案のことです。被害に遭わないためには、①登下校時なるべく1人にならない。1人であそばない。②知らない人については行かない。家族以外の車に乗らない。③怖いと感じたら、大声で助けを呼ぶ。すぐ逃げる。防犯ブザーをすぐ使える状態で携帯する。そして、不審者を見たら、110番通報をするなどです。各ご家庭でもお子さんとご確認ください。